

平成27年度行政評価委員会政策評価部会分科会 審議結果報告書

担当分科会		審議対象	審議報告書 掲載ページ
第1分科会 ◎成田由加里委員 稲葉 雅子委員 内海 康雄委員	宮城の将来ビジョンの体系	政策1(構成施策:1~3)	P. 1~4
		政策2(構成施策:4・5)	P. 5~7
		政策3(構成施策:6・7)	P. 8~10
		政策4(構成施策:8・9)	P. 11~13
		政策5(構成施策:10~12)	P. 14~17
	宮城県震災復興計画の体系	政策3(構成施策:1~3)	P. 18~21
		政策4(構成施策:1~4)	P. 22~26
第2分科会 ◎本岡 愛実委員 佐々木恵子委員 寶澤 篤委員 福本 潤也委員 (宮城の将来ビジョンの体系の政策9)	宮城の将来ビジョンの体系	政策6(構成施策:13・14)	P. 27~29
		政策7(構成施策:15~17)	P. 30~33
		政策8(構成施策:18~23)	P. 34~40
		政策9(構成施策:24)	P. 41~42
		政策10(構成施策:25・26)	P. 43~45
	宮城県震災復興計画の体系	政策2(構成施策:1~3)	P. 46~49
		政策6(構成施策:1~3)	P. 50~53
第3分科会 ◎井上 千弘委員 鈴木 孝男委員 福本 潤也委員	宮城の将来ビジョンの体系	政策11(構成施策:27・28)	P. 54~56
		政策12(構成施策:29)	P. 57~58
		政策13(構成施策:30)	P. 59~60
		政策14(構成施策:31~33)	P. 61~64
	宮城県震災復興計画の体系	政策1(構成施策:1・3)	P. 65~67
		政策5(構成施策:1~4)	P. 68~72
		政策7(構成施策:1~4)	P. 73~77

※◎は分科会長

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策1については、販路回復の取組に加え、販路の開拓や拡大に向けた支援についても、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。また、企業立地件数が目標値を下回っており、資材高騰等の状況にあっても新たな立地につながるよう、事業用地の不足の解消等に向けた取組についても、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策2については、県民意識において、県民の認知度が高いとはいえ、満足度について「分からない」との回答が多くなっていることから、本施策の取組を県民に周知するための対応方針を記載する必要があると考える。

施策3については、商品開発や販路の回復・開拓に向けた支援について、より具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1	地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)
施策2	産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)
施策3	豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

販路回復の取組に加え、販路の開拓や拡大に向けた支援についても、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

また、企業立地件数が目標値を下回っており、資材高騰等の状況にあっても新たな立地につながるよう、事業用地の不足の解消等に向けた取組についても、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

知財コーディネーターやプロジェクトディレクターが行う支援の内容や成果について、事業の成果等に具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

県民意識において、県民の認知度が高いとはいえ、満足度について「分からない」との回答が多くなっていることから、本施策の取組を県民に周知するための対応方針を記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びつけた食品製造業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

商品開発や販路の回復・開拓に向けた支援について、より具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2	観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案: やや遅れている)
施策4	高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案: やや遅れている)
施策5	地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策4については, 商業・サービス業の復興について, 沿岸部と内陸部の置かれている状況を踏まえ, より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。また, 情報関連産業における人材不足の状況や県内企業の取引の状況, 人材の確保に向けた県の方針について, より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策5については, 無料公衆無線LAN(フリーWi-Fi)の整備及び県立高等学校をはじめとする人材育成など, 観光客入込数等の回復に向けた取組についても, 課題と対応方針に記載する必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案: やや遅れている)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

商業・サービス業の復興について, 沿岸部と内陸部の置かれている状況を踏まえ, より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

また, 情報関連産業における人材不足の状況や県内企業の取引の状況, 人材の確保に向けた県の方針について, より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案: やや遅れている)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案: やや遅れている)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

無料公衆無線LAN(フリーWi-Fi)の整備及び県立高等学校をはじめとする人材育成など, 観光客入込数等の回復に向けた取組についても, 課題と対応方針に記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:やや遅れている)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

政策を構成する施策毎のみの記載となっており、担い手の高齢化や失われた販路の回復、風評の払拭に向けた取組などの政策全体に共通する課題と個々の施策に特有の課題を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:やや遅れている)

施策6	競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)
施策7	地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

アグリビジネス経営体の定義と支援の内容及び目標指標上の取扱いについて、事業の成果等に分かりやすく記載する必要があると考える。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

県産品のブランド化については、対応方針がPRを中心とした記載となっており、取組の根拠となる方針やブランド化の定義付けの内容についても、課題と対応方針に記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:やや遅れている)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

環境保全型農業の取組については、実績値の分析において積極的に推進が必要としているものの取組面積は減少しており、その推進に向けての課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案: やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案: やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案: やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案: やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

- 政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)
- 施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)
- 施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)
- 施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

課題と対応方針については、両者に対応させて記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。
また、みやぎ産業人材育成プラットフォームは多くの機関が参画した取組であり、その機能や県の役割等について、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策を構成する全ての事業に一定の成果が出ていると評価しているものの、仙台空港国際線乗降客数は目標値を大きく下回る状況が続いており、「概ね順調」との評価を行うにあたっては、関連する事業の成果等、その理由を具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある 】

エアポートセールスについて、新規就航の具体的な状況や誘致活動の具体的な取組について、より分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策1については、復興に向けた小規模企業者の資金等のニーズはなお高いと考えられることから、やむを得ず廃止となる事業についても、代替事業を検討するなど、具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策2については、風評の払拭に向けた取組や対応策について、対象や内容をより具体的に記載する必要があると考える。

施策3については、施策の方向に対応した記載をすることや、助成金や人材確保に向けた取組についての課題を記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。また、目標指標1の「基金事業における新規雇用者数(震災後)」は、事業の実施が原則として平成26年度までとなっているものの、施策の方向の実現に重要な役割を果たしていると考えられることから、代替事業を検討するなど、具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 **ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)**
- 施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が **ない** ・ **ある**】

復興に向けた小規模企業者の資金等のニーズはなお高いと考えられることから、やむを得ず廃止となる事業についても、代替事業を検討するなど、具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の方向の「外国人観光客の回復」及び「東北が一体となった広域観光の充実」について、その実績を数値によって把握するとともに優れた取組を分析し、施策の成果に分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針については、風評の払拭に向けた取組や対応策について、対象や内容をより具体的に記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針については、施策の方向に対応した記載をすることや、助成金や人材確保に向けた取組についての課題を記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。

また、目標指標1の「基金事業における新規雇用者数(震災後)」は、事業の実施が原則として平成26年度までとなっているものの、施策の方向の実現に重要な役割を果たしていると考えられることから、代替事業を検討するなど、具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策1については、五つの目標指標のうち四つが目標値に達しておらず、また「効率的・安定的農業経営を営む担い手への農地利用集積率」は、対象となる担い手の定義が変更となったものの、それを考慮した分析が行われていない。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。また、事業の成果等については、その実績や進捗状況を具体的な数値を用いて示すなど、分かりやすく記載する必要があると考える。

施策4については、目標指標は目標値を達成しており、「やや遅れている」との評価を行うに当たっては、地域別や業種別の状況を分析するなど、その理由を具体的に記載する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

政策を構成する施策毎のみの記載となっており、担い手の高齢化や失われた販路の回復、風評の払拭に向けた取組などの政策全体に共通する課題と個々の施策に特有の課題を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

五つの目標指標のうち四つが目標値に達しておらず、また「効率的・安定的農業経営を営む担い手への農地利用集積率」は、対象となる担い手の定義が変更となったものの、それを考慮した分析が行われていない。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

また、事業の成果等については、その実績や進捗状況を具体的な数値を用いて示すなど、分かりやすく記載する必要があると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針については、現状分析に基づく課題や改善が必要な事項に関する今後の対応方針について、事業の実績や進捗状況に関する具体的な数値を用いて示すなど、分かりやすく記載する必要があると考え。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

収集・運搬等の供給体制の整備については、製材品の出荷と木質バイオマスの出荷のそれぞれに対する県の取組について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

被災した水産加工経営体の販路回復・拡大については、ターゲットとする地域や相手方ごとの取組や、県の各組織と連携した取組について、分かりやすく具体的に記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標は目標値を達成しており、「やや遅れている」との評価を行うに当たっては、地域別や業種別の状況を分析するなど、その理由を具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が **ない** ・ **ある** 】

施策13については、「子ども・子育て幸福計画」の県民への周知を図るとともに、子育てしやすい県の実現に向けた市内横断的な連携の状況について、課題と対応方針を示す必要があると考える。また、現場における相談機関や支援制度の状況など、現在の目標指標にはあらわれにくい個別の優れた取組を把握し、課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策14については、子どもたちの心身の健康に関する状況を把握することは、施策の目的の実現に極めて重要であることから、実績値が把握されなかった目標指標については、補完するデータを速やかに把握するとともに、国の調査に代わる客観的な指標を検討し、適切な評価や課題の把握につなげることが望まれる。また、スマートフォンをはじめとする情報通信端末の過度な使用がもたらす問題点や危険性等については踏み込んだ対策が求められており、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

「子ども・子育て幸福計画」の県民への周知を図るとともに、子育てしやすい県の実現に向けた庁内横断的な連携の状況について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

また、現場における相談機関や支援制度の状況など、現在の目標指標にはあらわれにくい個別の優れた取組を把握し、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標のうち二つについて、実績値が把握されておらず、結果として施策の成果を十分に把握できない。当該目標指標を設定した趣旨を確認し、それに代わる指標や補完できるようなデータ等を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要である。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

子どもたちの心身の健康に関する状況を把握することは、施策の目的の実現に極めて重要であることから、実績値が把握されなかった目標指標については、補完するデータを速やかに把握するとともに、国の調査に代わる客観的な指標を検討し、適切な評価や課題の把握につなげることが望まれる。

また、スマートフォンをはじめとする情報通信端末の過度な使用がもたらす問題点や危険性等については踏み込んだ対策が求められており、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策15において目標指標の中でも重要と考えられる「全国平均正答率とのかい離」が目標値を下回っていること、また、施策16は「やや遅れている」と評価していることから、政策全体について「概ね順調」との評価を行うに当たっては、政策を構成する施策の状況を総合的に考察し、評価の理由を記載する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

施策15については、志教育を通じた進路の充実やその実現の状況についての成果の把握手法を検討し、適切な評価や課題の把握につなげる必要があると考える。また、学力向上対策については、学び支援コーディネーター等の取組についても、分かりやすく記載する必要があると考える。あわせて、スマートフォンをはじめとする情報通信端末の過度な使用がもたらす問題点や危険性等については踏み込んだ対策が求められており、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策16については、不登校児童生徒の在籍者比率は目標に達しておらず、その解決に向けた対策や追跡調査の概況について、課題と対応方針を示す必要があると考える。また、不登校の問題解決には家族に対するアプローチも重要であり、県民を巻き込んだ運動となるよう働きかける必要があると考える。

施策17については、外部評価については、学校経営の改善につながる優れた事例も含め、施策の方向に定める地域から信頼される学校づくりの実現の状況について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の中でも重要と考えられる「全国平均正答率とのかい離」が目標値を下回っており、「概ね順調」との評価を行うに当たっては、数値の推移や要因の分析、改善に向けた取組の状況など、その理由を具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

志教育を通じた進路の充実やその実現の状況についての成果の把握手法を検討し、適切な評価や課題の把握につなげる必要があると考える。

また、学力向上対策については、学び支援コーディネーター等の取組についても、分かりやすく記載する必要があると考える。

あわせて、スマートフォンをはじめとする情報通信端末の過度な使用がもたらす問題点や危険性等については踏み込んだ対策が求められており、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

不登校児童生徒の在籍者比率は目標に達しておらず、その解決に向けた対策や追跡調査の概況について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

また、不登校の問題解決には家族に対するアプローチも重要であり、県民を巻き込んだ運動となるよう働きかける必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

外部評価については、学校経営の改善につながる優れた事例も含め、施策の方向に定める地域から信頼される学校づくりの実現の状況について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

政策の方向の実現には、市町村や関係機関との連携に加えて、庁内各部局を横断した連携体制も構築する必要があると考える。

また、政策を構成する施策間に共通する課題についても、その課題を共有し、横断的に対応することが必要であると考えます。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

正規雇用者数は目標値を達成しているものの、その比率は東北各県と比較しても低位にあるなど、雇用情勢の把握には様々な観点からの分析が必要であり、目標指標の多角的な分析を行った上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

また、障害者雇用率は数値が上昇したものの全国最下位にあることから、その要因を分析するとともに個別の優れた取組を把握し、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標のリハビリテーション専門職の数については、実績値が目標値を上回っているものの、人口10万人当たりの数が全国下位にあることから、その状況について分析を行った上で、評価の理由に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

病院収容時間については、傷病の程度別や地域別、他の地域からの応援の状況等を分析し、その短縮に向けた具体的な方策を検討するとともに、その状況を公表するなど、県民に対する救急車の適正利用の啓発につなげることが必要であると考えます。

また、医療系人材については、地域間の偏在に加えて施設の種別ごとに充足状況の格差があることも踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

施策の方向の実現には、乳幼児期から高齢期までそれぞれのライフステージに応じた対応が必要であり、市町村や関係機関との連携に加えて、庁内各部局を横断した連携体制も構築する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の「介護職員数」については、実績値が目標値を上回っているものの、介護現場の実態とかい離が生じていることから、その状況及びかい離の解消に向けた方策について分析の上、評価の理由に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

設定されている目標指標は介護が必要になった高齢者に対する支援の内容を中心としているが、施策の方向の実現に向けては、介護が必要になった高齢者だけでなく、元気な高齢者や介護予防の段階にある高齢者など、段階に応じた取組が重要であり、成果の把握手法を検討することとあわせ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

地域生活への移行の推進に当たっては、グループホームの不足の状況や今後の利用見通しを分析した上で、具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:やや遅れている)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の成果の把握には、設定されている目標指標の達成状況に加え、施策の方向に沿った各種事業の実施状況やその効果を把握し、多面的に分析する視点が重要である。目標指標を補完するデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

県民一人ひとりが希望する人間像の実現には、生涯学習社会の環境づくりに向けた取組が不可欠であり、その実現に向け、各種ソフト対策のさらなる充実について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)
施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

設定されている目標指標は、政策の方向との整合性が不明確であり、政策の成果を評価できない。政策の方向を的確に表現できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考ええる。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

PDCAサイクルに沿った評価につなげるため、県と市町村の関係やまちづくりの進捗に応じて県が果たすべき役割を明確にした上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

また、人口減少や高齢社会の到来という課題は、沿岸被災地を中心にこれまで以上に顕在化しており、政策の目的の実現に向けては、地方創生をはじめとする国全体の動きを待つことなく率先して対応する必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

設定されている目標指標は、施策の方向との整合性が不明確であり、施策の成果を評価できない。施策の方向を的確に表現できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

PDCAサイクルに沿った評価につなげるため、県と市町村の関係やまちづくりの進捗に応じて県が果たすべき役割を明確にした上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

また、人口減少や高齢社会の到来という課題は、沿岸被災地を中心にこれまで以上に顕在化しており、施策の目的の実現に向けては、地方創生をはじめとする国全体の動きを待つことなく率先して対応する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

施策25については、安全・安心まちづくりについては、活動内容ははじめとする質の充実を図る段階にあることから、それに応じた県の果たす役割等について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策26については、県民意識調査や有識者からの意見の把握に加え、施策の客体である技能実習生を含めた外国人の県の取組に関する認識を把握し、施策の充実につなげる必要があると考える。また、県国際化協会と連携した市町村の相談窓口に対する支援や蔵王山の火山活動に関する情報提供の状況などの優れた取組について、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の「刑法犯認知件数」については、震災による被害の状況や復興の状況と件数の推移との相関を地域ごとに分析をするなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であるとする。

また、安全・安心まちづくりについては、全市町村で条例が制定されたほか、推進組織の設置状況も目標値を上回っており、活動内容をはじめとする質の充実を図る段階にあることから、それに応じた成果を把握する手法を検討し、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であるとする。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

安全・安心まちづくりについては、活動内容をはじめとする質の充実を図る段階にあることから、それに応じた県の果たす役割等について、課題と対応方針を示す必要があるとする。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

県民意識調査や有識者からの意見の把握に加え、施策の客体である技能実習生を含めた外国人の県の取組に関する認識を把握し、施策の充実につなげる必要があると考える。

また、県国際化協会と連携した市町村の相談窓口に対する支援や蔵王山の火山活動に関する情報提供の状況などの優れた取組について、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2	保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)
施策1	安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)
施策2	未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)
施策3	だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

施策1については、地域医療連携システムについては、接続施設数だけでなく、加入者の増加が求められることから、双方についての現状及び今後の見通しを明確にした上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策2については、震災発生後の児童虐待やDV事案の相談件数の推移等を分析した上で、施策の方向に対応した課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策3については、県内における心のケアを必要とする被災者数の把握状況や専門職の確保に向けた対策等を分析した上で、施策の方向に対応した課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

地域医療連携システムについては、接続施設数だけでなく、加入者の増加が求められることから、双方についての現状及び今後の見通しを明確にした上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

震災発生後の児童虐待やDV事案の相談件数の推移等を分析した上で、施策の方向に対応した課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 **だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)**

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

県内における心のケアを必要とする被災者数の把握状況や専門職の確保に向けた対策等を分析した上で、施策の方向に対応した課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

施策1については、児童生徒の心のケアについては、スクールカウンセラー事業の効果や教員の資質向上に向けた取組の状況、保護者の満足度など、客観的かつ複合的な見地から考察を加えた上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策2については、子育てサポーター等の活用については、家庭教育支援チーム等における優れた取組や期待される効果について考察を加えた上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策3については、被災した施設の復旧や文化財の修理だけでなく、施策の方向に掲げる各種ソフト対策についても、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

児童生徒の心のケアについては、スクールカウンセラー事業の効果や教員の資質向上に向けた取組の状況、保護者の満足度など、客観的かつ複合的な見地から考察を加えた上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

子育てサポーター等の活用については、家庭教育支援チーム等における優れた取組や期待される効果について考察を加えた上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標だけでは、施策の成果を十分に反映することができない。ソフト事業の状況等、目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

被災した施設の復旧や文化財の修理だけでなく、施策の方向に掲げる各種ソフト対策についても、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」と評価した県の評価は、妥当であると評価される。

施策28について、「概ね順調」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難であるとする。

また、政策を構成する二つの施策について、政策の目的を実現するための両者の関連等を分析し、包括的な視点で評価を行う必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

施策27については、再生可能エネルギーの導入等にあたって宮城県が有する可能性や、県として目指すべきエコタウンのあり方等について、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策28については、一般廃棄物排出量が高止まりとなっている要因の分析を行い、排出量を削減するための具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標について、「みやぎ環境税を活用した県及び市町村事業による二酸化炭素削減量」は、県全体の排出量に対する事業の効果等についての言及がなく、また、「再生可能エネルギー等の導入量」は「太陽光発電システムの導入出力数」を包含したものと考えられるなど、施策の成果を把握するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果を分かりやすく示す必要があると考える。

また、県民意識調査において、類似する施策の調査結果に大きな変化が見られない状況について分析の上、評価の理由に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

再生可能エネルギーの導入等にあたって宮城県が有する可能性や、県として目指すべきエコタウンのあり方等について、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

設定されている目標指標のうち、「県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量」は、東日本大震災の発生以降高止まりとなっているにもかかわらず、要因の分析が十分ではない。目標値を達成している「産業廃棄物排出量」や「産業廃棄物リサイクル率」が経済活動や廃棄物の種類にも影響されるものであることを考えると、「概ね順調」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難であると考えられる。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

一般廃棄物排出量が高止まりとなっている要因の十分な分析を行い、排出量を削減するための具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)
施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

政策の目的の実現には水質保全に向けた取組も重要であり、その状況について、評価の理由に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

水質保全に向けた取組についても、課題と対応方針に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)

施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の目的の実現には水質保全に向けた取組も重要であり、その状況について、評価の理由に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

水質保全に向けた取組についても、課題と対応方針に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標等が目標値を達成している中で「概ね順調」との評価を行うことについては、アドプトプログラム認定団体の活動や休止の状況、景観行政団体数の今後の見通しなど、現状や課題をより具体的に記載する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

住民参画型の社会資本整備については、事業の実施等を通して把握した課題を明確にした上で、より具体的に記載する必要があると考える。

また、農村機能の維持に向けては、非農家や民間企業等の参画に加え、都市との交流や観光等の取組についても、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標等が目標値を達成している中で「概ね順調」との評価を行うことについては、アドプトプログラム認定団体の活動や休止の状況、景観行政団体数の今後の見通しなど、現状や課題をより具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

住民参画型の社会資本整備については、事業の実施等を通して把握した課題を明確にした上で、より具体的に記載する必要があると考える。

また、農村機能の維持に向けては、非農家や民間企業等の参画に加え、都市との交流や観光等の取組についても、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)
施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:やや遅れている)
施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)
施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

政策の評価については、その目指すべき方向に対する政策全体の現状を踏まえた上で評価を行うとともに、政策を構成する施策の評価に加え、施策間を横断する取組の状況についても評価の理由を示す必要があると考える。

また、施策32については、蔵王山の火山活動など、施策に関連して新たに対応を要することとなった事案についても、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

政策を構成する施策毎のみの記載となっており、政策全体に共通する課題と個々の施策に特有の課題を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の中には評価対象年度の実績値が把握できていないものがあるほか、施策の方向に掲げる情報ネットワークの充実に対応する目標指標が存在しない。目標指標を補完できるようなデータを用いて、施策の成果を分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が **ない** ・ **ある** 】

情報ネットワークの充実に係る様々な取組についても、現状分析に基づき課題や改善が必要な事項を掲げて今後の対応方針を示すなど、分かりやすく示す必要があると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

蔵王山の火山活動など、施策に関連して新たに対応を要することとなった事案についても、社会経済情勢に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

蔵王山の火山活動など、施策に関連して新たに対応を要することとなった事案についても、課題と対応方針に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の成果の把握には、設定されている目標指標の達成状況に加え、防災リーダーや自主防災組織の活動が地域に与えた効果を把握する視点が重要である。優れた取組を現場に還元し次の展開につなげるためにも、目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えます。

また、防災リーダーについては、実働性や実践力を維持することが重要であり、養成者数の把握に加え、その属性等についても分析を行い、社会経済情勢に分かりやすく記載する必要があると考えます。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い あ る 】

課題と対応方針については、自主防災組織の活動実態調査の結果に基づいて、より具体的な課題と対応方針を記載する必要があると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

政策の評価については、その目指すべき方向に対する政策全体の現状を踏まえた上で評価を行うとともに、政策を構成する施策の評価に加え、施策間を横断する取組の状況についても評価の理由を示す必要があると考える。

また、施策1については、施策の成果の把握には、設定されている目標指標の達成状況に加え、「災害公営住宅の整備戸数」については新たな場における生活の状況を把握する視点が、「被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数」については各団体の活動が地域に与える効果を把握する視点が、それぞれ重要である。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

あわせて、施策3については、自然環境の保全の実現については、適切な目標指標が設定されておらず、その成果を十分に把握することができない。施策目的を表現できるようなデータの活用や、事業の特性に応じた説明手法の検討などにより、その成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある】

施策1については、被災者の生活再建の手法は、災害公営住宅や防災集団移転、現地再建など多様であり、今後とも、被災者への幅広い支援方策を検討する必要があると考える。また、コミュニティの再生に向けては、担い手の育成や市町村との連携等について、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

施策3については、スマートシティ(エコタウン)の県内における現況や今後の方向性について、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の成果の把握には、設定されている目標指標の達成状況に加え、「災害公営住宅の整備戸数」については新たな場における生活の状況を把握する視点が、「被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数」については各団体の活動が地域に与える効果を把握する視点が、それぞれ重要である。目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある 】

被災者の生活再建の手法は、災害公営住宅や防災集団移転、現地再建など多様であり、今後とも、被災者への幅広い支援方策を検討する必要があると考える。

また、コミュニティの再生に向けては、担い手の育成や市町村との連携等について、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

自然環境の保全の実現については、適切な目標指標が設定されておらず、その成果を十分に把握することができない。施策目的を表現できるようなデータの活用や、事業の特性に応じた説明手法の検討などにより、その成果を分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

スマートシティ(エコタウン)の県内における現況や今後の方向性について、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5	公共土木施設の早期復旧(県の評価原案: やや遅れている)
施策1	道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)
施策2	海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案: やや遅れている)
施策3	上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案: やや遅れている)
施策4	沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

施策3及び4については、施策を構成する事業に一定の成果が出ている中で、「やや遅れている」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難である。県民意識の状況や施策の方向ごとの事業の成果等及び目標指標を補完するようなデータを踏まえた両施策の評価をもとに、政策の評価を検討する必要があると考える。

また、政策の評価については、その目指すべき方向に対する政策全体の現状を踏まえた上で評価を行うとともに、政策を構成する施策の評価に加え、施策間を横断する取組の状況についても評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある 】

本政策には、入札不調や集中復興期間の延長等、各施策を横断した課題が存在すると考えられることから、政策全体に共通する課題と個々の施策に特有の課題を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:やや遅れている)

施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)

施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:やや遅れている)

施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

仙台空港の利用促進については, エアポートセールスの実績や就航路線の状況, 今後重点的に取り組むべき方向性等を分析した上で, より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

また, 入札不調については, この施策にとどまらない課題と考えられることから, 政策全体に共通する課題と個々の施策に特有の課題を分析した上で, 課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の1及び2については、工事完了をもって実績に計上されるため、その実績値のみでは進捗状況の的確な把握が困難である。事業着手の状況や執行の状況など、目標指標を補完するようなデータを用いて施策の成果を分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

また、県民意識における復旧・復興の実感について、評価の理由と施策を推進する上での課題と対応方針において整合的でない記載があることから、調査結果に対する所見を分かりやすく示すことが必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

入札不調については、この施策にとどまらない課題と考えられることから、政策全体に共通する課題と個々の施策に特有の課題を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考え。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案: やや遅れている)**
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案: やや遅れている)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標は目標値を達成していないものの、施策を構成する事業について一定の成果が出ている中で、「やや遅れている」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難である。県民意識の状況や施策の方向ごとの事業の成果等も踏まえ、施策の評価を検討する必要があると考える。

また、施策全体の事業費の過半は流域下水道の維持管理に要する経費となっているが、当該事業を震災復興推進事業とすることについては、その役割等の整理が必要であると考えます。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案: 概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案: やや遅れている)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案: やや遅れている)**

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標の達成状況は概ね良好であり、施策を構成する事業についても一定の成果が出ている中で、「やや遅れている」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難である。設定されている目標指標の1及び2については、地区の一部でも建築可能となった段階で実績に計上され、その実績値のみでは進捗状況の的確な把握が困難であることから、目標指標を補完するようなデータを用いて施策の成果を把握した上で、評価の理由を分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

復興交付金や集中復興期間の延長については、この施策にとどまらない課題と考えられることから、政策全体に共通する課題と個々の施策に特有の課題を分析した上で、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7	防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)
施策1	防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)
施策2	大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)
施策3	自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)
施策4	安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

政策の評価については、その目指すべき方向に対する政策全体の現状を踏まえた上で評価を行う必要があると考える。また、政策を構成する施策の評価に加え、施策間を横断する取組の状況についても評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

本政策は、各施策の取組に加え、防災リーダーと防犯リーダーの養成等、施策を横断した対応が重要であると考えられることから、政策全体を統合するような視点からの課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標だけでは、施策の成果を十分に把握することができない。ソフト事業の状況等、目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

「災害時の医療体制の確保」以外にも、施策の方向ごとに分析を加え、課題と対応方針を記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

東日本大震災の記憶を伝える手法について、復興祈念公園の活用の見通しや県内外への情報提供のあり方等についても、より具体的な課題と対応方針を記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の成果の把握には、設定されている目標指標の達成状況に加え、防災リーダーや自主防災組織の活動が地域に与えた効果を把握する視点が重要である。優れた取組を現場に還元し次の展開につなげるためにも、目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

また、防災リーダーについては、実働性や実践力を維持することが重要であり、養成者数の把握に加え、その属性等についても分析を行い、社会経済情勢に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題と対応方針については、自主防災組織の活動実態調査の結果に基づいて、より具体的な課題と対応方針を記載する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成27年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の「刑法犯認知件数」は、警察施設や交通安全施設の機能回復の状況を直接反映するものとは言えないため、施策の成果を評価するデータとしては不十分である。市町の復興状況にあわせたハード整備の見直しをはじめ、目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要である。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

安全・安心な地域社会の構築は、警察活動のみによって実現されるものではなく、県の各組織や市町村をはじめとする関係機関と連携した取組が必要であると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。